

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に関するお知らせ

和歌山県は令和7年5月26日に盛土規制法の運用を開始します

盛土規制法とは

令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な土砂災害をきっかけに、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的とした、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されました。

和歌山県では、令和7年5月26日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。（裏面参照）。



許可・届出の対象となる盛土等の規模

規制区域指定時に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、指定日から21日以内に届出が必要です。

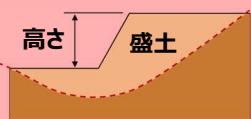
- ☆ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
- ☆ 「平地盛土」とは、勾配が10分の1以下の平坦地における盛土で谷埋め盛土に該当しないものをいいます。

宅地造成等 工事規制区域

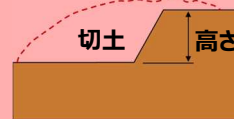
赤文字 許可

土地の形質の変更（盛土・切土）

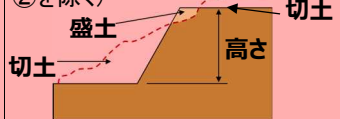
① 盛土で高さが**1m超**の崖を生ずるもの



② 切土で高さが**2m超**の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い、高さが**2m超**の崖を生ずるもの（①、②を除く）



土地の形質の変更（盛土・切土）

④ 盛土で高さが**2m超**となるもの（①、③を除く）

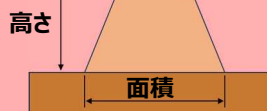


⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が**500㎡超**かつ標高差が30cm※を一部でも超えるもの（①～④を除く）
※平地盛土のうち面積が3,000㎡未満の盛土では「30cm」を「1m」と読み替える。



一時的な土石の堆積

⑥ 最大時に堆積する高さが**2m超**かつ面積が**300㎡超**となるもの



⑦ 最大時に堆積する面積が**500㎡超**かつ標高差が30cm※を一部でも超えるもの
※平地盛土のうち面積が3,000㎡未満の土石の堆積では「30cm」を「1m」と読み替える。



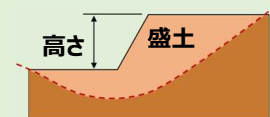
特定盛土等 規制区域

赤文字 許可

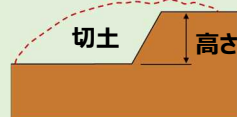
青文字 届出

土地の形質の変更（盛土・切土）

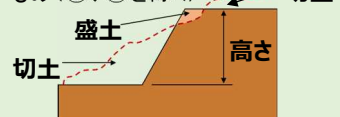
① 盛土で高さが**1m超 2m超**の崖を生ずるもの



② 切土で高さが**2m超 5m超**の崖を生ずるもの



③ 盛土と切土を同時に行い、高さが**2m超 5m超**の崖を生ずるもの（①、②を除く）



土地の形質の変更（盛土・切土）

④ 盛土で高さが**2m超 5m超**となるもの（①、③を除く）



⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が**500㎡超 3,000㎡超**かつ標高差が30cm※を一部でも超えるもの（①～④を除く）
※平地盛土のうち面積が3,000㎡未満の盛土では「30cm」を「1m」と読み替える。



一時的な土石の堆積

⑥ 最大時に堆積する高さが**2m超 5m超**かつ面積が**300㎡超 1,500㎡超**となるもの



⑦ 最大時に堆積する面積が**500㎡超 3,000㎡超**かつ標高差が30cm※を一部でも超えるもの
※平地盛土のうち面積が3,000㎡未満の土石の堆積では「30cm」を「1m」と読み替える。

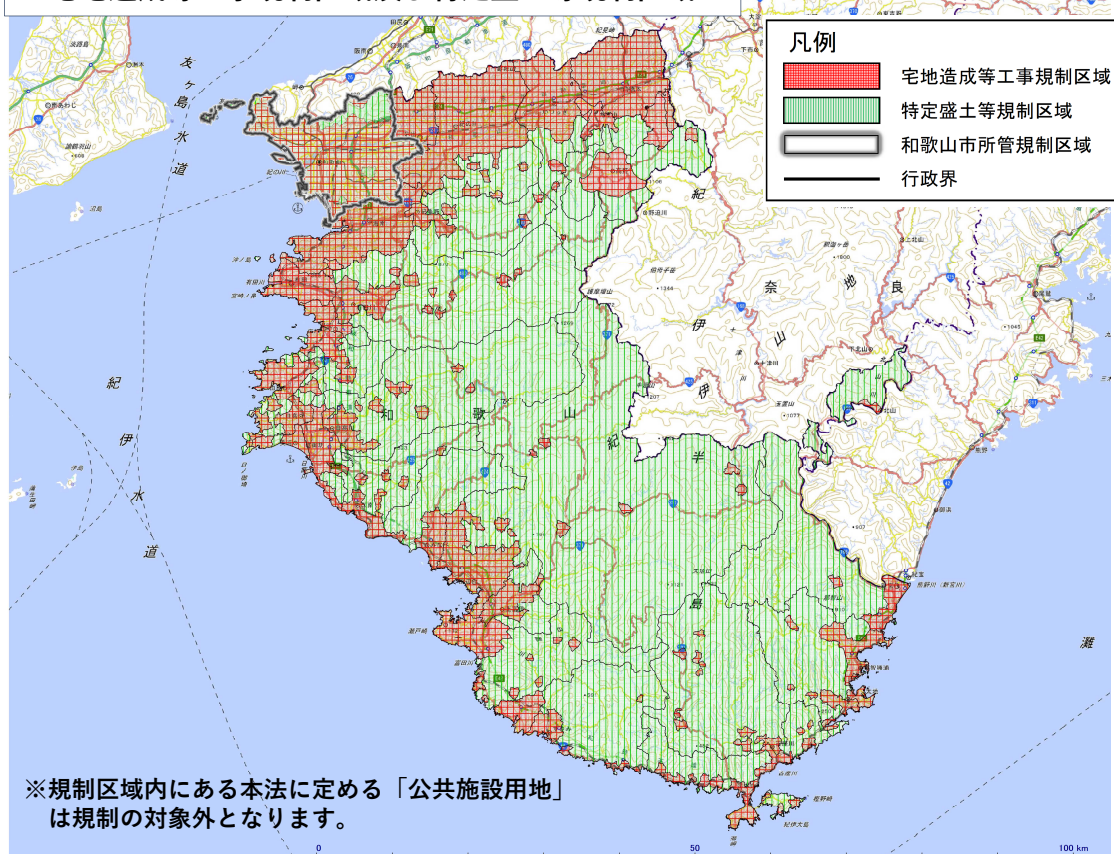


規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定します。和歌山市を除く和歌山県全域は「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」のどちらかに該当します。（和歌山県内は、和歌山県のほか、中核市である和歌山市が規制区域を指定し、盛土規制法を運用します。）

※規制区域の詳細は、和歌山県のホームページより御確認下さい。
(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/morido_kisotyousa/d00220129.html)

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域



許可申請に係る手数料

※特定盛土等規制区域における届出は手数料不要です。

1件につき

区分	和歌山県 許可・完了検査手数料(円) ※ 中間検査手数料別	和歌山県 中間検査手数料(円)	和歌山県 土石の堆積手数料(円)
～ 500㎡以内	11,800	4,200	8,000
500㎡超～ 1,000㎡以内	19,600	4,200	9,700
1,000㎡超～ 2,000㎡以内	34,200	4,200	11,500
2,000㎡超～ 3,000㎡以内	49,800	4,200	14,100
3,000㎡超～ 5,000㎡以内	65,700	4,200	20,900
5,000㎡超～ 10,000㎡以内	92,900	4,200	23,800
10,000㎡超～ 20,000㎡以内	144,200	4,200	34,300
20,000㎡超～ 40,000㎡以内	208,000	8,400	46,300
40,000㎡超～ 70,000㎡以内	345,500	16,700	67,000
70,000㎡超～ 100,000㎡以内	498,600	29,100	99,900
100,000㎡超～	598,200	41,600	120,700

変更許可

(1)面積の変化なし:従前の面積に対応する金額×10分の1

(2)面積縮小:変更後の面積に対応する金額×10分の1

(3)設計変更を伴う面積増:従前の面積に対応する金額×10分の1+増えた面積に対応する金額

(4)設計変更なしで面積のみ増:増えた面積に対応する金額

(5)上限金額:盛土等 ¥598,200円 土石の堆積 ¥120,700円

【お問い合わせ先】 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課盛土対策班

電話:073-441-3301 電子メール:e0809004@pref.wakayama.lg.jp

海草振興局建設部総務調整課
電話:073-488-1366

那賀振興局建設部総務調整課
電話:0736-61-0121

伊都振興局建設部総務調整課
電話:0736-33-4935

有田振興局建設部総務調整課
電話:0737-64-1422

日高振興局建設部総務調整課
電話:0738-24-2945

西牟婁振興局建設部総務調整課
電話:0739-26-7921

東牟婁振興局串本建設部総務用地課
電話:0735-62-0755

東牟婁振興局新宮建設部総務調整課
電話:0735-21-9623